

熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和３９年条例第５０号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例〔消防局警防課〕 昭和３９年３月２３日 条例第５０号 目次 第１章 総則（第１条・<u>第１条の２</u>） 第２章 定員（第２条） 第３章 任用（第３条—<u>第５条の２</u>） 第４章 給与（第６条—<u>第６条の３</u>） 第５章 服務（第７条—第１０条） 第６章 表彰、分限等及び懲戒（第１１条—第１４条） 第７章 雑則（第１５条） 附則 第１章 総則 （趣旨） 第１条 この条例は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１９条第２項及び第２３条第１項の規定に基づき、本市の非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員並びに団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。 <u>（団員の種類）</u> <u>第１条の２ 団員の種類は、次に掲げるものとする。</u> <u>（１）基本団員 機能別団員以外の団員をいう。</u>	○熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例〔消防局警防課〕 昭和３９年３月２３日 条例第５０号 目次 第１章 総則（第１条_____） 第２章 定員（第２条） 第３章 任用（第３条—<u>第５条</u>） 第４章 給与（第６条・<u>第６条の２</u>） 第５章 服務（第７条—第１０条） 第６章 表彰、分限等及び懲戒（第１１条—第１４条） 第７章 雑則（第１５条） 附則 第１章 総則 （趣旨） 第１条 この条例は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１９条第２項及び第２３条第１項の規定に基づき、本市の非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員並びに団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。 <u>【追加】</u>

(2) 機能別団員 特定の活動にのみ従事する団員をいう。

2 機能別団員の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 防災サポーター 熊本市内の大学等に在学している学生を対象として任命する、大規模災害の発生時における活動等に従事する団員をいう。

(2) 災害対応団員 団員を退職した者のうち団員として15年以上の経験を有するものを対象として任命する、災害発生時における活動等に従事する団員をいう。

3 前項に規定するもののほか、機能別団員が従事する活動等については、消防長が別に定める。

第2章 定員

(定員)

第2条 団員の定員は、4,800人とする。

2 団員の種類ごとの定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 基本団員 4,300人

(2) 機能別団員 500人

第3章 任用

(団員の要件)

第3条 団員は、次の各号のいずれの要件も満たす者でなければならない。

(1) 本市消防団の区域に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であること。

(2) 年齢18歳以上の者であること。

(3) 心身ともに健康であり、消防団の任務において適任であると認められる者であること。

(欠格条項)

第2章 定員

(定員)

第2条 団員の定員は、4,800人とする。

【追加】

第3章 任用

(団員の要件)

第3条 団員は、次の各号のいずれの要件も満たす者でなければならない。

(1) 本市消防団の区域に居住し、又は勤務する者であること。

(2) 年齢18歳以上の者であること。

(3) 心身ともに健康であり、消防団の任務において適任であると認められる者であること。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第13条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上本市消防団の区域を離れて生活することを常例とする者（本市消防団の区域において勤務する者を除く。）

(定年による退職)

第4条の2 団員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。

2 団員の定年は、年齢70年とする。ただし、消防団長又は副団長である者の定年は、年齢75年とする。

(退職の手續)

第5条 団員は、退職しようとするときは、市長又は消防団長（以下「任命権者」という。）の承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、前条の規定による退職及び次条第1項の任期が満了したことによる退職については、適用しない。

(防災サポーターの任期)

第5条の2 防災サポーター

の任期は、4年を超えない範囲内で消防団長が定める。

2 防災サポーターは、再任されることができる。ただし、その者の防災サポーターとしての通算した在職期間は、4年を超えることができない。

【削る】

第6条・第6条の2 【略】

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第13条第1項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上本市消防団の区域を離れて生活することを常例とする者（本市消防団の区域において勤務する者を除く。）

【追加】

(退職_____)

第5条 団員は、退職しようとするときは、市長又は消防団長（以下「任命権者」という。）の承認を受けなければならない。

【追加】

(機能別団員の任期)

第5条の2 機能別団員（特定の活動にのみ参加する団員をいう。以下同じ。）

の任期は、4年を超えない範囲内で消防団長が定める。

2 機能別団員_____は、再任されることができる。ただし、その者の機能別団員_____としての通算した在職期間は、4年を超えることができない。

3 前条の規定は、第1項の任期が満了したことによる機能別団員の退職については、適用しない。

第6条・第6条の2 【略】

(費用弁償) 第6条の3 団員がその公務のため旅行したときは、その旅行に係る費用弁償として、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額の旅費を支給する。 (1) <u>消防団長</u> 熊本市職員等の旅費支給に関する条例(昭和33年条例第22号。以下「旅費支給条例」という。)別表第1に規定する2号区分相当額 (2) <u>消防団長</u>以外の団員 旅費支給条例別表第1に規定する3号区分相当額 2 前項の費用弁償の支給方法については、旅費支給条例の規定を準用する。 第7条～第15条 【略】	(費用弁償) 第6条の3 団員がその公務のため旅行したときは、その旅行に係る費用弁償として、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める額の旅費を支給する。 (1) <u>団長</u> 熊本市職員等の旅費支給に関する条例(昭和33年条例第22号。以下「旅費支給条例」という。)別表第1に規定する2号区分相当額 (2) <u>団長</u>以外の団員 旅費支給条例別表第1に規定する3号区分相当額 2 前項の費用弁償の支給方法については、旅費支給条例の規定を準用する。 第7条～第15条 【略】
--	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。